

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年藤沢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人つき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の藤沢市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5

条第3項の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に改正前の藤沢市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき支給された公務災害補償は、新条例による公務災害補償の内払とみなす。

提案理由

この条例を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、公務災害補償の支給額の算定の基礎となる補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改正する必要による。